



2023年2月1日

各 位

会社名 中部鋼鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重松 久美男  
(コード番号：5461 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 取締役総務部長 松田 将  
(TEL 052-661-3811)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年3月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 25,053株（注）
(3) 処分価額	1株につき金1,736円
(4) 処分総額	金43,492,008円（注）
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (中部鋼鉄自社株投資会（以下、「本持株会」といいます。))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」（以下、「本スキーム」といいます。）の対象となるすべての従業員が本持株会に加入し、本スキームに同意した場合の最大値を想定しております。本持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社及び当社子会社の従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、「処分する株式の数」及び「処分総額」は、入会プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付け「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入について」においてお知らせいたしました通り、本スキームの対象となる当社及び当社子会社の従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、当社が処分する自己株式（以下、「当社株式」といいます。）の保有を通じて対象従業員の資産形成を成し、勤労意欲を向上させることに加えて、さらなる経営参画への意識高揚を図るとともに、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共

有することにつながることを目的として、当社又は当社子会社から対象従業員に対し特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの内容を決議し、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式 2,576,208 株（2022 年 9 月 30 日現在）のうち 25,053 株（約 4,349 万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

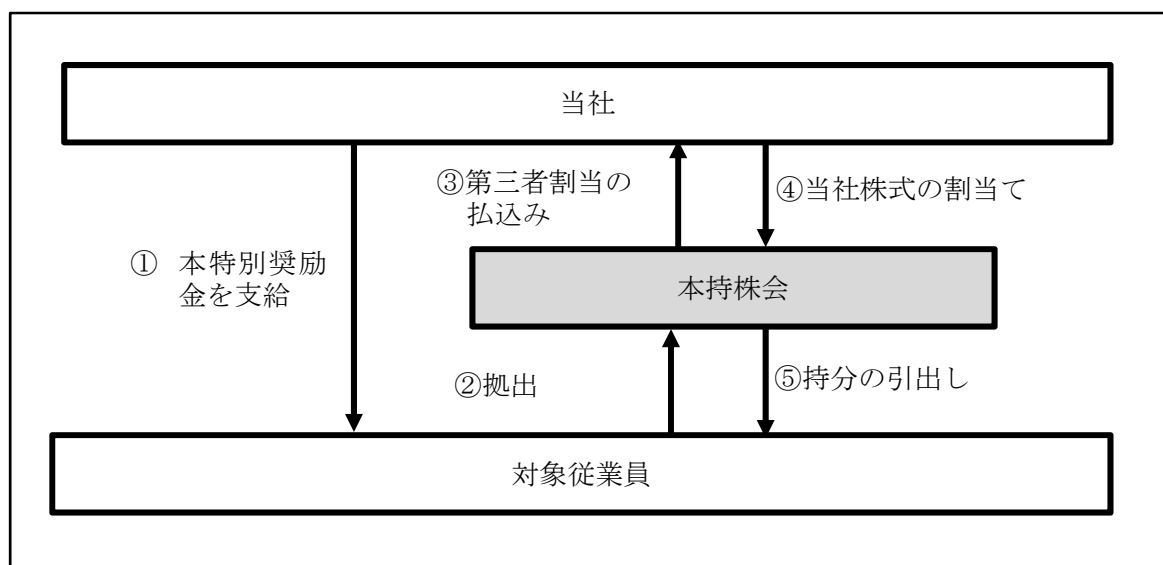
本スキームは、対象従業員に本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 25,053 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希釈化の規模は、2022 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 30,200,000 株に対する割合は 0.08%、2022 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 276,206 個に対する割合は 0.09%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入する。）となります。

### 3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に加入する対象従業員に対し、当社株式の割当てのための本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取りまとめ、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下の通りです。



### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023 年 1 月 31 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,736 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日まで）の終値単純平均値である 1,592 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 9.05%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）です。当社は、2022

年12月27日まで名古屋証券取引所に単独上場しており、2022年12月28日に東京証券取引所に上場いたしました為、3か月間および6か月間の東京証券取引所の終値単純平均値および乖離率を算出することができません。参考値になりますが、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年1月31日）の名古屋証券取引所における当社株式の終値である1,742円を基準に、同直前営業日までの3か月間（2022年11月1日から2023年1月31日まで）の終値単純平均値である1,452円（名古屋証券取引所の終値を参照）からの乖離率は19.97%、及び同直前営業日までの6か月間（2022年8月1日から2023年1月31日まで）の終値単純平均値である1,201円（名古屋証券取引所の終値を参照）からの乖離率は45.05%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）全員は、上記払込金額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び払込金額が当社取締役会決議日の直前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

#### 5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上